

報 道 機 関 各 位

青森県経済産業部経済産業政策課長
(公印省略)

「青森県事業継続支援特別相談窓口」の設置について

県では、厳しい経営環境が続いている県内中小企業者の事業継続支援を強化するため、下記のとおり「青森県事業継続支援特別相談窓口」を開設することとしたので、県内に広く周知されるよう御協力をお願いします。

また、県内の金融機関等に対し、県内中小企業者への事業継続支援や金融の円滑化について要請したので、併せてお知らせします。

記

1 「青森県事業継続支援特別相談窓口」の概要

- (1) 設 置 者 (公財) 21 あおもり産業総合支援センター、県
- (2) 設置期間 令和7年3月3日(月)～令和8年3月31日(火) (予定)
- (3) 内 容 県内中小企業者の課題に応じた同センター専門家(中小企業診断士)等による相談対応
- (4) 担当窓口 ・ (公財) 21 あおもり産業総合支援センター(電話 017-777-4066)
・ 県経済産業部経済産業政策課(電話 017-734-9368)

2 金融機関等に対する要請

令和7年2月28日付けで、県内の金融機関及び青森県信用保証協会に対し、県内中小企業者の事業継続支援や金融の円滑化について、別添のとおり要請しています。

報道機関用提供資料	
担 当 課 担 当 者	経済産業部経済産業政策課 中小企業金融グループ GM 小泉 勇人 主査 山内 雄一
電話番号	直通：017-734-9368 内線：3625
報道監 経済産業部 次長 山口 郁彦	

青経産第 5 5 2 号
令和 7 年 2 月 2 8 日

(県内の関係各金融機関等の長) 殿

青森県知事 宮下 宗一郎
(公 印 省 略)

県内中小企業者への事業継続支援や金融の円滑化について

日頃から本県の経済産業行政の推進に御協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、社会経済活動の正常化が進む中、「ゼロゼロ融資」の返済の本格化に加え、原材料等の仕入価格や賃金、金利の上昇や、人手不足等、依然として県内中小企業の経営環境は厳しい状況が続いています。

貴殿におかれましては、引き続き、国の「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（令和 7 年 1 月金融庁）」や「再生支援の総合的対策（令和 6 年 3 月関係府省）」等の趣旨・内容を踏まえて、県内中小企業者に最大限寄り添ったきめ細かな事業継続支援について、下記の事項に御留意の上、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 県内中小企業者との日常的・継続的な関係強化を通じた予兆管理の徹底と認識共有を行うこと
- 2 事業資金の融資や既存借入の条件変更の申込みがあった場合は、適時適切に対応すること
- 3 金融機関自らが県内中小企業者の経営改善・事業再生等に取り組むとともに、取り得る選択肢の幅を広げる観点から、県及び（公財）21 あおもり産業総合支援センターに設置する「青森県事業継続支援特別相談窓口」のほか、必要に応じて「よろず支援拠点」、「中小企業活性化協議会」、「事業承継・引き継ぎ支援センター」等の中小企業支援機関への相談を促すこと

担当 経済産業部経済産業政策課
電話 017-734-9368